

見附市選挙管理委員会告示第58号

令和7年11月30日執行の見附市長選挙につき、候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は見附市役所掲示場に掲示することと定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第2項の規定により告示する。

令和7年12月1日

見附市選挙管理委員会  
委員長 佐野 眞砂子